

再入国用 ED 卡 視同再入国許可制度

平成 24 年 7 月、自新制定の在留管理制度启动以来、已经过了一年。新制度启用后，为了办理出入境手续时能够顺利进行，敬请持有有效护照及在留卡的外国籍家属在出国时，仔细确认以下几个注意事项：

1 有关再入境手续

①一年之内再次入境的话（“视同再入国”）

原则上不需要前往入国管理局办理再入境许可，而只要出境时于离境机场领取再入出国用 ED 卡，并在“愿意凭借视同再入国许可出境”这一栏上打钩即可。

チェック「レ」する場所は次のとおりです。

新様式

再入国出国記録 EMBARKATION CARD FOR REENTRANT ①		区分 WWW 0000000 51
氏名 (漢字) (Name)	氏名 (Family Name)	氏名 (Given Names)
国籍・地域 (Nationality/Region)	生年月日 (Date of Birth)	男 ① 女 ② (Male/Female)
主な渡航先国名 (Destination)	航空機便名・船名 (Flight No./Vessel)	
<input type="checkbox"/> みなし再入国許可による出国を希望します。 (Departure with Special Re-entry Permission. Please check the box.) (希望する場合は口にチェックしてください。)		
署名 (Signature)		
サンプル *KA7WWW272128571*		

旧様式

再入国出国記録 EMBARKATION CARD FOR REENTRANT ①		区分 WW 0000000 51
<input type="checkbox"/> みなし再入国許可による出国を希望します。 (Departure with Special Re-entry Permission.)		
氏名 (漢字) (Name)	氏名 (Family Name)	氏名 (Given Names)
国籍 (Nationality as shown on passport)	生年月日 (Date of Birth)	男 ① 女 ② (Male/Female)
航空機便名・船名 (Flight No./Vessel)	主な渡航先国名 (Destination)	
署名 (Signature)		
サンプル *KA6WWW272128551*		

がぞうしゅってん ほうむしやう ほーむべーじ
画像出典：法務省入国管理局 H P

「新しい在留管理制度がスタート！ポイント 3 再入国許可の制度が変わります」

图片出处：法务省入国管理局网页

“新的在留管理制度将开始实施！要点 3 再入国许可制度将变更”

再入国出国用 ED カード みなし再入国許可制度

平成 24 年 7 月に新しい在留管理制度がスタートし、1 年がたちました。新制度に移行し、再入国の手続きでトラブルにならないように、有効な旅券及び在留カードを所持する外国籍の家族が出国する場合、以下の点を出国時に確認しておきましょう。

1 再入国の手続について

①一年以内に再入国する場合（「みなし再入国」）
原則として入国管理局に再入国許可を受けに行く必要はなく、出国の際、空港で再入出国用 ED カードの「みなし再入国許可による出国を希望します」の欄にチェック「レ」するだけで OK です。

②超过一年以上再入境的话

跟以往一样，请在入国管理局办理好再入境许可之后离境。

※无论①②都需要在离境时携带在留卡。

2 留意点

①凭借“视同再入国”手续出境的话

在日本以外的使领馆等无法延长有效期。

②凭借“视同再入国”手续后出境超过一年的话

如果在离境后的一年之内没有再入境的话，在留资格便失效。

此外，出境后若在留资格期限不足一年，那么如果不在在留资格有效期内再入境，也将失去在留资格。

如果因失去在留资格而无法再入境的话，需要重新通过在日本的有关人员向拥有管辖权的地方入国管理局申请在留资格认定证明，并在拿到认定证明后前往日本大使馆、领事馆申请办理签证。

③已经在入国管理局办理了长期再入国许可，离境时却错误地在“愿意凭借视同再入国许可出境”一栏上打了钩的话

此时在入国管理局申请批准的再入国许可失效，即入国管理局批发的再入国许可已经不适用，因此，必须在出境后一年之内，或是在在留期限在出国一年之内失效的话，要在失效之前再入国。要是法定逗留期限在不知不觉中过了期，将无法再入境。敬请仔细确认您的再入境期限。

①一年以上^{いじょうけいか}経過して再入国する場合

いま ども
今まで通り、入国管理局に行って再入国許可を得てから出国してください。

※①②いずれの場合も出国時に在留カードを携^え帯する必要がある^{けい}があります。

2 注意^{ちゅうい}点

①「みなし再入国」の手続きで出国した場合

にほん ざいがいこうかん きげん えんちよう
日本の在外公館などで期限の延長はできません。

②「みなし再入国」の手続きで出国後1年を過ぎた場合

みまん しかく
出国後1年未満に再入国しないと、在留資格を失^ううこととなります。

なお、在留期限が出国後1年未満に切れてしまう場合は、その在留期限までに再入国しないと、在留資格を失うこととなります。

在留資格を失い、再入国ができなくなった場合は、^{あらた}改めて日本にいる関係者を通して管^{かん}轄^{かつ}する地方入国管理局で在留資格認定証明^{にんていしやうめい}書^{しょ}を申請^{しんせい}し、認定証明書が交付されたら、日本^{にほん}の在外大使館・領事館^{ざいしやうはつきゅう}で査証発給を受け^うけます。

③入国管理局で長期^{ちやうき}の再入国許可を受けたにも関わらず、空港で誤って「みなし再入国許可による出国を希望します」をチェックした場合

むこう
入国管理局で受けた再入国許可のほうが無効になります。入国管理局で許可した再入国許可が適用^{てきよう}できないため、出国後1年未満、または在留期限が出国後1年未満に切れる場合はその前^{まえ}までに再入国してください。知らずに法定^{ほうてい}の滞在^{たいざい}期限を過ぎたら、再入国できなくなりま^す。必^{かなら}ず再入国の期限^{かくにん}を確認してください。

④以下人士不属于视同再入国许可制度的对象。

- 正在办理取消居留资格手续者
- 出境确认的保留对象者
- 收到收容令者
- 以难民认定申请中"特定活动"居留资格的居留者
- 法务大臣认定有危害日本国利益或公共安全之虞、及其他为了出入境公正管理有足够的适当理由认为需要再入国许可者。

【请参照法务省入国管理局网页】

中文

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/zh-CN/point_3-4.html

日文

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/point_3-4.html

有关详细内容，敬请咨询下述单位或浏览上述网页。

外国人在留综合信息中心

(平日 8:30 ~ 17:15)

TEL0570-013904

(IP 电话・PHS・来自海外的电话

03-5796-7112)

(T)



④次の方はみなし入国許可制度の対象になりません

- 在留資格取消手続中の者
- 出国確認の留保対象者
- 收容令書の発付を受けている者
- 難民認定申請中の「特定活動」の在留資格

をもって在留する者

- 日本国の利益又は公安を害するおそれがあること、その他出入国の公正な管理のため再入国の許可を要すると認めるに足りる相当の理由があるとして法務大臣が認定する者

【法務省入国管理局 HP 参照】

中文

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/zh-CN/point_3-4.html

日文

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/point_3-4.html

詳しくは以下の問い合わせ先か、上記の HP で確認しましょう。

外国人在留総合インフォメーションセンター
(平日 8:30 ~ 17:15)

TEL0570-013904

(IP 電話・PHS・海外からは

03-5796-7112)

(T)